

傍 聴 要 領

津松阪港港湾脱炭素化推進協議会

1 傍聴定員等について

- (1) 傍聴者の定員は、原則 10 人とします。
- (2) 傍聴者には議案書の写しを配布します。その他資料については議案書に準ずる扱いとしますが、大部となる場合には供覧とします。

2 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻 30 分前から 10 分前まで先着順で行います。
- (2) 傍聴希望者は、受付で整理券を受け取ってください。
- (3) 傍聴希望者が受付終了時に傍聴定員を超えた場合は、抽選により決定します。
- (4) 傍聴者は受付にて住所・氏名を記入し、「傍聴要領」を受け取り、許可を受けたうえで、指示に従って会場に入室してください。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (2) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は貼り紙、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (5) 会場において、会長の許可なく、会議の様相を撮影し、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。
- (7) 原則として途中入場は認めません。但し、各議案が終了後における退場は認めます。
- (8) 議事の内容等により一部非公開となった場合、傍聴者全員の退席を求めますので、その際は、事務局の指示に従ってください。

4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わなかったときは退場していただく場合があります。